

「はずむスポーツ都市」マスコットキャラクター  
「スポまる、スポひめ」着ぐるみ貸出要領

1 趣旨

この要領は、「はずむスポーツ都市」マスコットキャラクター「スポまる、スポひめ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

貸し出しの対象は、秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課長（以下「課長」という。）が適当と認める者とする。

3 申請

- (1) 着ぐるみの借用を希望する者は、別紙「着ぐるみ借用申請書」を課長に提出するものとする。
- (2) 課長は、前項による申請が適当と認められる場合は、借用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。ただし、借用を希望する者が重複した場合又はその他やむを得ない事情がある場合は、貸し出しを行わないこともある。

4 貸出方法等

- (1) 課長が貸し出しを承認した者（以下「借用者」という。）は、秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内で着ぐるみを受領及び返却するものとする。
- (2) 前項による受領及び返却が困難な場合は、課長が認める別の方法により行うことができるものとする。

5 汚損、紛失等

借用者は、故意又は過失により着ぐるみを汚損又は紛失した場合、原状に復帰、又は現物若しくは実費をもって賠償するものとする。

## 6 遵守事項

借用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「スポまる、スポひめ」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 営利活動を目的とした使用は、行わないこと。
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 荒天時での屋外使用は、行わないこと。
- (5) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (6) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (7) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。
- (8) 着ぐるみの使用および使用後の手入れについては、取扱説明書に従うこと。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成24年3月27日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年10月16日から施行する。

### 附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に受理している申込みの取扱いについては、

なお従前の例による。

(宛先) 秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課長

着ぐるみ借用申請書

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 申請年月日  | 年 月 日  |  |
| 申請者    | 団体名  |  |
|        | 代表者名   |  |
|        | 所在地  |  |
| イベント等名 | ※イベント等の内容がわかる資料があれば添付                        |  |
| 借用着ぐるみ | ( スポまる ・ スポひめ ・ 両方 )<br>※希望する着ぐるみを○で囲んでください。 |  |
| 使用方法   | ※具体的な使用場所や使用方法、イベント等への参加対象者・予定人員などを記載        |  |
| 使用日時   | 年 月 日 曜日 ( 時 分 ~ 時 分 )                       |  |
|        | 年 月 日 曜日 ( 時 分 ~ 時 分 )                       |  |
|        | 年 月 日 曜日 ( 時 分 ~ 時 分 )                       |  |
| 受取希望日時 | 年 月 日 曜日 ( 時間 : )                            |  |
| 返却予定日時 | 年 月 日 曜日 ( 時間 : )                            |  |
| 連絡先    | 担当者名   |  |
|        | 電話   |  |
| 備考     |  |  |

申請先 秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課 企画・振興担当  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
TEL 018-888-5611 FAX 018-888-5612